

確定申告をした 内容が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

また、うっかりして確定申告することを忘れていた場合は、直ちに申告をしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手続

更正の請求書に必要事項を記入して、所轄の税務署長に提出してください。
更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

期間

平成19年分の所得税.....平成21年3月17日(火)まで
平成19年分の個人事業者の消費税及び地方消費税.....平成21年3月31日(火)まで

更正の請求ができる期間は、原則として確定申告書の提出期限から1年以内です。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

手続

修正申告書に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。
修正申告書は、国税庁のホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。

期間

税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成19年分の所得税は3月17日(月)）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、なるべく早く申告してください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、直ちに申告をしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から決定を受けたりすると、加算税が賦課される場合があります。

なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めてください。

更正の請求、修正申告、期限後申告の手続などについて、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務相談室や税務署へお尋ねください。

国税庁ホームページURL <http://www.nta.go.jp>